

国民年金特集 20歳が出発点 暮らしを支える国民年金

私たちは、誰でも必ず年をとります。また、病気やけがで障がいを負ったり、事故等不測の事態にぶつかるかもしれません。

年金制度は、高齢や障がいによって働けなくなったり、働き手を失ったときに所得保証を行う仕組みで、世代と世代を支え合う制度です。

国民年金は、自営業者、自由業者をはじめ会社員や公務員に扶養されている配偶者、そして20歳以上の学生などが加入し、一人ひとりが共通の基礎年金を受けられるように国が運営しています。

問 国保年金課国民年金係 ☎724・2127

こんな時は忘れずに手続きを！

	必要な手続き	申請窓口
20歳になったとき	厚生年金や共済組合に加入していない方や学生は、加入手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
会社などを退職したとき	厚生年金等に加入していた方が退職したときは第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
配偶者の扶養(第3号被保険者)になったとき	厚生年金等に加入している配偶者の扶養(第3号被保険者)になったときは、健康保険の届出と一緒に勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社または共済組合
配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったとき	収入が増えたり、離婚等により配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
配偶者が退職したとき	厚生年金等に加入していた配偶者が退職したときは、扶養されていた方(第3号被保険者)も第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
配偶者が転職したとき	引き続き配偶者の扶養(第3号被保険者)になるときは、健康保険の届出と一緒に新しい勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社または共済組合

老齢基礎年金等の請求の手続き・相談

・国民年金第1号被保険者期間のみの方の老齢基礎年金	市役所国保年金課 または 各市民センター
・国民年金第1号被保険者期間に初診日のある方の障害基礎年金	市役所国保年金課
・国民年金第3号被保険者期間のある方、厚生年金等に加入していた期間のある方(退職時に精算した方も含む)の老齢基礎年金 ・国民年金第3号被保険者期間に初診日のある方の障害基礎年金	八王子社会保険事務所または年金相談センター

国民年金保険料について

平成15年度の保険料の額は定額で、1か月1万3300円です。ご希望により、1か月400円の付加保険料を付けることもできます。付加保険料を納めた場合、年金を受給する際に納付月数×200円が加算されます。付加保険料をご希望の際は、市役所国保年金課もしくは市民センターで手続きをして下さい。

保険料は、社会保険庁から送付された納付書で全国の金融機関、郵便局で納めることができます。市役所では納付書の発行や、保険料の納付はできませんのでご注意下さい。

また、口座振替をご希望の場合は、直接金融機関・郵便局で、年金手帳・預金通帳・届出印をお持ちの上申し込みをして下さい。

学生納付特例制度があります

大学、専門学校等の学生で本人の前年中の所得が68万円(年収約133万円)以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。申請は、市役所国保年金課もしくはお近くの市民センターで手続きできます。学生証または在学証明書と認め印をお持ち下さい。この申請は郵送でも受け付けています。郵送の場合は、学生証の写しまたは在学証明書と、記入済みの申請書を同封し、国保年金課国民年金係までお送り下さい。申請書は町田市公式ホームページからもダウンロードできます。

学生納付特例制度の承認期間は、受給資格期間に含まれますが、受給額には反映しません。ただし、承認されて10年以内であればさかのぼって納めることができます。

なお、学生とは、学校教育法に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校等の学生をいい、海外の大学は除きます。

また、平成14年度の納付特例が承認された方で、今後も納付特例を希望される方は、再度申請が必要ですので早めに申請してください。

特例は申請のあった月の前月分から承認され、承認されない期間は保険料を納めなくてはならない期間になります。申請忘れのないよう、ご注意下さい。

保険料免除制度があります

経済的理由等で保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。

免除には保険料の全額免除と半額免除制度があります。

申請は国保年金課もしくはお近くの市民センターで手続きできます。認め印と年金手帳をお持ちの上おいで下さい(平成15年1月2日以降に町田市へ転入した方は、前年所得の確認できる書類も必要です)。

承認されると、年金の受給資格期間に計算されます。ただし、半額免除の承認を受けた期間は、半額保険料を納付しない限り未納期間となりますのでご注意下さい。

なお、老齢基礎年金額に関しては、全額免除承認期間は保険料を全額納めた場合の3分の1、半額免除承認期間は全額納めた場合の3分の2として計算されます。

また、平成14年度の免除が承認された方は平成15年6月分までが対象となっています。今後も免除を希望される方は、再度申請が必要です。申請のあった月の前月分からは免除対象期間になりますので7月以降お早めに申請をお願いします。

サラ金利用者1600万人、クレジットカード発行2億3168万枚、多重債務者は少なくとも150万、200万人で、自己破産は昨年20万人を突破。最初に借りた金額がたいした額でなくとも、借金を借金で返済する自転車操業に陥ると数年後には莫大な金額になってしまふ。

このように多重債務者は返済や厳しい取立てに追われ、紹介屋・買取屋・整理屋など二次被害にあつた事が多い(紹介屋・整理屋がNPO法人を名乗る場合もある)。

【深刻化する多重債務の現状】
2001年度の自殺者のうち「経済苦自殺」が6845人。原因は長引く不況とリストラ、過酷な取立てを苦にしたもの等。

サラ金利用者1600万人、クレジットカード発行2億3168万枚、多重債務者は少なくとも150万、200万人で、自己破産は昨年20万人を突破。最初に借りた金額がたいした額でなくとも、借金を借金で返済する自転車操業に陥ると数年後には莫大な金額になってしまふ。

【多重債務に陥つたら相談を】
困っている方は消費生活センターにご相談下さい。「東京弁護士会法律相談センター」を案内します。
弁護士が介入すると、本人への直接取立てができなくなり、冷静に任意整理や自己破産などの選択ができます。

【多重債務に関する東京弁護士の相談窓口】
四谷法律相談センター ☎03・5214・5152、神田法律相談センター ☎03・52289・850、八王子法律相談センター ☎0426・45440
消費生活センター ☎725・8805

あなたは大丈夫？
サラ金・クレジットの罠
深刻化する多重債務問題とその対策

昨年度の消費生活相談件数3749件のうち第1位は「サラ金・多重債務」で498件にも及び、その内容も深刻化しています。このような問題を未然に防ぐため、3月に弁護士会が宮健児氏を講師に招き行われた「学習会」の内容をご紹介します。

特に最近では、多重債務者や自己破産者・中小零細事業者等をターゲットとする「ヤミ金融(出資法違反の超高金利貸付け)」による被害も急増している。その種類は都業者(都の初回登録業者)、090金融、システム金融、占有屋と提携のヤミ金融、年金担保金融、家具・車リース等。

多様化・巧妙化する手口と暴力的・脅迫的な取立てが横行しているが、当局の取締りはまだ十分手が届かない状況である。

【多重債務に陥らぬために】
クレジットカードのキャッシング(含む)の利用は注意が必要。キャッシングを利用せざるを得ない場合は、極力短期間で完済する。
返済困難になっても借金返済のための借金(自転車操業)は絶対にせず、弁護士会などに相談。

安易に保証人とならない。
紹介屋・買取屋・整理屋等の甘言にだまされない。



消費生活センターから